

○富山県食品衛生条例（抜粋）

共通基準

別表第1（第2条関係）

（令2条例59・全改、令8条例12・一部改正）

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備並びに機械器具の配置及び食品又は添加物（法第4条第2項に規定する添加物をいう。以下この表及び別表第2第31項において同じ。）を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品又は添加物、容器包装（法第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下この項及び次項において「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄及び消毒の実施等により、衛生管理のための必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。この場合において、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にあるときは、それらと区画されていること。
- 3 施設の構造及び設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。
 - (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表及び別表第2第3項第2号において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
 - (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は、不浸透性の材料で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性の材料で腰張りされていること。
 - (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

- (6) 水道事業等により供給される水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水をいう。以下同じ。）又は飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。以下同じ。）を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は、外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。
- (7) 法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部B食品一般の製造、加工及び調理基準の項の5に規定する食品製造用水をいう。以下この号において同じ。）の使用について定めがある食品を取り扱う営業における前号の規定の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水の使用について定めがある食品を取り扱う営業における同号の規定の適用については、「飲用に適する水（水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。以下同じ。）」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従業者の手指を洗浄及び消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。この場合において、水栓は、洗浄後の手指が再び汚染されることを防止できる構造であること。
- (9) 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
- イ 汚水の逆流により食品等を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
- ウ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に設置されていること。
- (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第13条第1項の規定により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等が侵入した際に駆除するための設備を有すること。

- (12) 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。
 - ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (13) 原材料を種類及び特性に応じた温度であり、かつ、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。この場合において、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。
- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- (16) 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さがあり、かつ、作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- (17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- (18) 添加物を使用する施設にあつては、当該添加物を専用で保管することができる設備又は場所を有し、かつ、計量器を備えること。

4 機械器具の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この項において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
- (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (4) 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。
- (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- (6) 冷蔵、冷凍、加熱、殺菌等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
- (7) 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従業者が

作業を理解しやすくするための作業の内容を掲示する設備を有すること。

5 前各項に掲げる基準以外の基準は、次のとおりとする。

(1) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業にあつては、第3項第15号の基準を適用しない。

(2) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態でも飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2第1項第1号において同じ。）をする場合にあつては、前号の規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。

ア 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性の材料以外の材料を使用することができる。

イ 排水設備にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないことができる。

ウ 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することができる。

エ 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることができない構造であれば、区画されていることを要しない。

(3) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1項において同じ。）にあつては、第3項第4号、第9号、第12号及び第16号の基準を適用しない。

(4) 政令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第3項第8号、第9号、第12号、第13号、第16号及び第17号並びに前項第7号の基準を適用しない。

(5) 政令第35条第9号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第3項第12号、第13号及び第16号並びに前項第5号の基準を適用しない。

- (6) 政令第35条第27号及び第28号に規定する営業以外の営業において冷凍食品を製造する場合は、前各項に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所を有すること。この場合において、室を場所とするときは、作業区分に応じて区画されていること。
 - イ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - エ 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- (7) 政令第35条第30号に規定する営業以外の営業において密封包装食品を製造する場合は、前各項に掲げるもののほか、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。この場合において、室を場所とするときは、作業区分に応じて区画されていること。
 - イ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。